

入札心得書

第1条 入札参加者は、この入札心得書及び入札仕様書を熟読のうえ、入札に付する事項について、入札日時までに入札（企画提案書を提出）する。

なお、第3条の定めるところにより、郵便またはメールでの入札を行うことができる。

（入札書様式）

第2条 入札書は、企画提案書として作成し、封筒に封入もしくはメールへの添付ファイルとして入札するものとする。別紙様式1を参考にして予算内訳（区分の変更不可）を併せて提出するものとする。

（郵便ならびにメール入札）

第3条 郵便により入札をするときは、正・副2通を厳封のうえ、郵送用封筒（外袋）に「企画提案書在中」と朱書きで記載のうえ、配達証明等、接受の確認できる方法により、入札日時までに必着するよう差し出さなければならない。

メールにより入札をするときは、タイトルに「企画提案書提出」と記載のうえ、開封確認のできる形で送付されたメールにファイルを添付し、入札日時までに info@jlta.jp へ差し出さなければならない。

（入札の辞退）

第4条 入札後に入札を辞退する場合は、入札日時までにメールにより申し出をするものとする。

（遅刻入札の処理）

第5条 入札時刻に遅れた者（入札時刻までに到着しないもの）は棄権とみなす。

（入札書の引換等）

第6条 いったん提出した入札書の引換又は変更若しくは取消しは認めない。メールにより入札された場合は、本会が一度受信したのものから修正・変更をすることは認めない。

（無効入札）

第7条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- （1）企画競争入札参加資格のないものなした入札書
- （2）この心得書及び入札条件に違反した入札書

（開札及び落札者の決定）

第8条 入札後、企画内容、実施体制、実績、費用対効果等を総合的に審査の上、最も優れた提案を落札者とする。なお、この入札の執行は公開しない。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、前条の落札者となるべき入札者がいないときは、改めて再度入札を行うものとする。

2 再度入札を行なった結果、落札者となるべき者がいないときは、随意契約により契約を行うことがある。

(落札者の契約締結義務)

第10条 落札者は落札後速やかに、本会と協議のうえ決定した内容を明記した契約書を作成し、原本2通に記名押印のうえ提出するものとする。

(入札の中止等)

第11条 入札に関し、談合又は不穩の挙動その他の事由により公平なる競争入札を行うことができないと認めたときは、いつでも入札の中止又はその該当者を除外して入札を行うことがある。